

質問の件名及び質問の要旨（質問時間）	答弁を求める者
<p>1 化学物質による健康被害の現状と課題 （40分）</p> <p>身の回りで当たり前のように使われている、様々な化学物質に反応して苦しむ化学物質過敏症。そのために仕事ができない、学校に行かれない、買い物にも行かれないなど、通常の生活ができずに困っている人がいます。発症者はごく微量の化学物質に反応するので、人と会うこともままならず、不便な生活を余儀なくされています。診療や教育の現場での理解も十分でなく、「気にしすぎ」「怠け者」「わがまま」などとされ、周囲に理解されず、つらく苦しい思いを抱えている人が大勢います。</p> <p>化学物質過敏症は、微量の化学物質による細胞の刺激作用で、アレルギーや内分泌かく乱物質と共通しています。</p> <p>頭痛、倦怠感、筋肉痛、微熱、腹痛、吐き気、のどの痛み、声が出ない、動悸、ふらつき、視覚障害、気力がなくなるなど、精神疾患を疑わせるほど多くの訴えがあります。人によって症状は様々ですが、苦痛は非常に大きく、死を選ぶ患者もいます。家族に理解されず、離婚に至る例もあります。</p> <p>原因物質は、化粧品、芳香剤、合成洗剤、柔軟剤、排気ガス、農薬、タバコ、印刷物のインクのニオイなど、様々な製品に含まれています。電磁波による影響も指摘されています。人工的な香りを加えた化粧品や柔軟剤が人気を集めるにつれ、香り付き製品に含まれる化学物質によって「香害」が増えています。</p> <p>一度に多量の化学物質に暴露されたり、微量でも長期に渡って暴露され続けることによって、その人の体の許容量を超えたときに拒否反応として一気に発症します。また、脳や体の発達が未熟なほど、取り込んだものの影響は大きく受けます。今の大人たちが過ごしてきたときより、身の回りの化学物質は圧倒的に増えています。今の子どもたちが化学物質に晒される危険はととても大きいのです。最近では、指で触れるとカプセルがはじけて香りが飛び出す絵本まで販売されています。</p> <p>アメリカでは医師会などの要請のもとに、1999年に「多種類化学物質過敏症」と呼ばれるようになり、診断の基準もできました。日本でも北里大学の石川哲名誉教授が化学物質過敏症の診断基準</p>	<p>市長 教育委員会教育長</p>

質問の件名及び質問の要旨（質問時間）	答弁を求める者
<p>を出しています。ようやく2009年に厚生労働省の病名リストに登録されました。しかし、国と厚労省は消極的です。具体的な対策や原因物質の究明が進まないのは、政治的要因、つまりメーカーの圧力があるからではないかと高橋ちづ子衆議院議員は指摘しています。専門医が少なく、認識のない医師すらいる化学物質過敏症について、多くの市民が知らないのは当然であり、啓蒙活動が必要です。専門医が少ないのは、標準医療になっていないため診療報酬が安すぎるからです。CS（化学物質過敏症）を標準診療とし、少なくとも都道府県に1箇所の対応医療機関の設置が必要です。</p> <p>目先の経済的利益優先で、化学物質過敏症の原因物質を規制できない政治を根本から切り替えていくことも課題です。</p> <p>以下質問します。</p> <p>(1) 市民からの「化学物質過敏症」についての苦情や悩みの訴えはありますか。</p> <p>(2) 市民への周知・啓発はどのようにしていますか。</p> <p>(3) 給食用エプロンのニオイに困っている児童・生徒はいませんか。教科書のインクのニオイに反応して体調不良を訴える例はありますか。</p> <p>(4) 「学校生活管理指導表」の活用について</p> <p>(5) 保護者への対応はどのようにしていますか。</p>	